

「正義」の限界を越えて—— マーサ・C.ヌスバウム『正義のフロンティア』を読み解く

小河 智弘

目次

はじめに

- I 社会契約論の功罪と手続き的正義の限界
 - II 「可能力アプローチ」—相互利益を離れて
 - III 「可能力アプローチ」とロールズの「無知のヴェール」の可能性
- おわりに

はじめに

ロールズが主著『正義論』を出版してから 40 年あまりが経つが、肥大化するグローバル経済とそれに伴う経済的不均衡の問題、同時にさまざまな多様性の擁護の問題が重大な局面を迎えている今日にあって、「正義の二原理」によってその二つの問題に正面から取り組むロールズの思想は色褪せるどころかますます重要性を増しつつある。

だが同時にロールズの思想には数多くの批判も寄せられている。その批判は大きく分けて二種類ある。一つは 1980 年代のリベラル・コミュニタリアン論争で焦点となったロールズの人格の構想について。もう一つが、ロールズが「はっきりと、女性をはじめ政治的領域から排除されてきた人々をも包み込む理論を創造することに関心を注いでいる」¹にもかかわらずそれに失敗しており、結果的にロールズの理論は不平等を温存した不完全な理論に終わっているというものである。そして当然のことであるが、この二つの問題点は互いに深く絡み合った問題でもある。

本稿で取り上げたいのは二つ目にあげた問題点を切り口にしながらロールズの理論全体を包括的に議論する Martha C. Nussbaum, *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership* (マーサ・ヌスバウム『正義のフロンティア—障碍

者・外国人・動物という境界を越えて』)²である。

著者のマーサ・ヌスバウムはアメリカ合衆国の哲学者であり、ニューヨーク大学を卒業後ハーバード大学にて博士号を取得。ハーバード大学、ブラウン大学、オックスフォード大学を経て現在はシカゴ大学で教えている。現代リベラリズムを代表する思想家の一人であり、アリストテレス研究者でもある。また、アマルティア・センとの共同研究でも知られている。

アメリカ合衆国においては、エヴァ・フェダー・キテイなど主にケアやフェミニズムの視点からロールズ研究を行う思想家との関係が深く、本書においても、主に障害者に関する記述はキテイの研究との深い関連がある。

日本においては本書をはじめいくつかの作品は邦訳が出版されており、全く知られていなかった訳ではないが、共同研究においてもセンの方が注目されており、いままで大きく議論の中心とはなっていない。

ヌスバウムの特徴的な点としては、多くのロールズ批判者とは異なり、ロールズの理論を批判しながらも、決して単純にロールズの理論を廃棄しないことである。その理由はヌスバウム自身がロールズの理論は「基本的に正しい答えをだしている」³と考えているからである。ロールズは自らの理論を構築する際に、手続き主義的な態度をとったために様々なマイノリティを結果的にその理論から排除してしまったが、たどり着こうとしていた本来の結論はそれほど間違ったものではないというのがヌスバウムの確信である。その上でヌスバウムは、自身がアマルティア・センとの共同研

¹ キテイ、エヴァ・フェダー、岡野八代、牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』（白澤社、2010年）、180頁。この本に関しては拙稿「依存とケアの視点から見たロールズ『正義論』の可能性—エヴァ・フェダー・キテイ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』読解」『クアドランテ』東京外国語大学海外事情研究所、第15号、289-298、2013年参照。

² Nussbaum, Martha C. *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership* (The Belknap Press of Harvard University Press, 2006). 神島裕子訳『正義のフロンティア—障碍者・外国人・動物という境界を越えて』法政大学出版局、2012年。本稿においては、日本語訳は神島訳を参考としつつも筆者によるものとする。また以下同書の引用は *FJ.* の略号を用いる。訳書の頁数は [] 内に示す。

³ *FJ.*, 6, [11].

究で導き出した「可能能力アプローチ(capability approach)」⁴を提案するのである。「可能能力アプローチ」については本書の核の一つでもあるため、後に順を追って詳しく述べることにしたい。

さらにもう一点本書の画期的な点をあげたい。それは、正義に関する議論の枠組みを動物にまで広げているというところである。ロールズは動物にまで正義の範疇を拡張できるとは考えていないし、さらに言えば、多くの政治思想家たちも同様に動物の問題を正義の範疇にあるとは考えてこなかった。しかしヌスバウムは動物に関する問題も「正義の問題であるように思える」⁵としている。それはもちろん、人間による活動がしばしば他の動物の生活環境を脅かしたり、あるいはもっと直接的に動物に苦痛を与えているという事実を単なる同情や慈善の次元の問題に格下げしてしまうべきでないという信念に由来するものでもあるのだが、同時に、「人間」に正義の範疇を限定することはまた違った問題をも含み込んでいるのだというヌスバウムの分析もある。つまり「人間」を他の存在者から弁別するために「合理的な存在者」であるとか「社会的協働」といったものをおいたからこそ、今までの思想家たちの思想は重度の知的な障害のあるひとびとなどを正義の問題として捉えることに失敗してきたのだという思いである。われわれの道徳を「動転させかねない」⁶存在者を次々とその範疇から外していった結果導かれる「正義」ではほんとうに「正義」を論じたことにはならないとヌスバウムは考えているといえるし、

⁴ capability approach に対しては「潜在能力アプローチ」の訳語が用いられることが多いが、本書を日本語訳した神島の「主体である個体に蓄えられているものの何らかの理由で眠っており、その開発が待たれる「潜在能力」を指しているのではなく（中略）「何かになったり何かしたりする」可能性を実質的に持つための力を指していることから」(FJ., [518])「可能能力アプローチ」の訳語を当てるとする見解に同意し、本稿においては「可能能力アプローチ」の訳語を当てることとする。

⁵ FJ., 22, [29].

⁶ Rawls, John, *A Theory of Justice, revised edition* (Harvard University Press, Cambridge/ Massachusetts, 1999) 84. 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店、2010年、131頁。本稿においては、日本語訳は川本・福岡・神島訳を参考としつつも筆者による訳とする。以下同書の引用はTJ.の略号を用いる。また、訳書の頁数は[]内に示す。

ロールズ自身も普遍的な正義を求めていたのであるから、本来的にはすべての存在者を包括する理論として自身の正義の原理を示すべきであっただろう。

さて、ロールズに対する批判は、今まで主に人格の構想に関わるものかその手続き上の問題に関するものが大半を占めてきた。言葉を換えていえば、ロールズの用意した枠組みの中でロールズの理論は妥当か否かが議論されることがほとんどであったと言ってもいい。そのロールズの想定していた正義の限界を超えて、より多くの存在者のことを視野に入れることができなければ真に正義を考えているとはいえない。本書は障害者、外国人、動物をテーマとすることでそのいままでの「正義」に関する議論の枠組みを超えていこうとする野心的な作品である。

本稿はその野心的な取り組みについて積極的に評価することを試みたい。そしてその上で、本書が頻りにロールズの名前を出すにもかかわらず、本書の中では不明瞭なままであったロールズの理論と「可能能力アプローチ」との関係性、そして、ロールズの『正義論』に内在している、ロールズ自身が考えていたよりも広いその射程について考察していきたい。まず第一章では本書の内容を概観しながら、いままでのロールズ的な社会正義の思想の問題点と、「可能能力アプローチ」という提案を整理していきたい。続く第二章において本書の到達点と意義を評価しつつ、「可能能力アプローチ」の妥当性と、障害者、動物といった存在者にまで正義の範疇を広げていくことについて考える。最後に第三章において、「可能能力アプローチ」とロールズ思想の関係性を明らかにすると共に、ロールズ『正義論』の側からヌスバウムの提案について考察したい。

I 社会契約論の功罪と手続き的正義の限界

社会契約論は、かつて社会正義と神や教会が不可分のものとされていた西洋世界にあって、神や教会から社会正義を分離するという重要な役割を果たした思想であることは事実である。また、封建制や君主制の世の中において、自然状態における社会の構成員全体は基本的に平等であるとした考え方が筋骨、身分、富、地位のあるひとびとに

社会的・政治的な権力を与えてしまう体制を批判するために果たした役割も非常に大きかったといえる。身分、富、地位といった諸条件を取り除き、各個人の平等性を強調することは、封建制、君主制の社会の問題を暴き、その不公正さを告発するという局面においては、極めて大きな意味を持っていた。あるいは、社会とは平等な独立的諸人格であるその構成員が互いに利益を得るための協働であるという考え方も、本来はおおのこの政治権力を持っているということと、社会というものの意義を示すために必要であった。

しかし、そうして平等性を強調することは、身分、地位、富などの人為的な諸制度にまつわる非対称性のある程度告発することはできたかもしれないが、同時に違ったかたちの非対称性、例えば障害を抱えるひとびとや依存状態にあるひとびとなどを独立した平等な諸人格の協働という幻想によって覆い隠してしまっているともいえる。本書はそうした問題に対し、社会契約説の一定の成果を認めつつも批判し、新たな「可能力アプローチ」を切り拓こうというものである。

ヌスバウムの批判と提案の内容を読み取るために、まずは本書の全体像を把握していきたい。本書は序論とそれにつづく7つの章からなっている。全体を通して描き出そうとしているのは先にも述べた通り、いままで正義の埒外におかれてきたさまざまな存在者を排除しない社会正義の枠組みを構想することである。まず序論と第一章において政治思想史を追いながら、いままでの社会正義に関する思想を俯瞰する。続く第二章、第三章においては障害者と正義のありかたを、第四章、第五章においては国境をこえるグローバルな正義を考える。そして第六章は動物を含み込んだ正義について考える部分である。最後に第七章でヌスバウムの構想する社会とその実現のためにどうわれわれが進むべきかが述べられるというのが本書の大まかな構造である。これら多様な存在者を包括する正義の考え方としてヌスバウムは「可能力アプローチ」を提案するというのがヌスバウムの狙いである。以下にもう少し詳しく本書の内容を各章ごとにまとめ、ヌスバウムの「可能力アプローチ」と本書でヌスバウムが考えていることについてもう少し詳しく紹介したい。

序論では、公私の区分に依拠する古典的な理論がジェンダー的不平等を隠蔽している点を指摘した上で、さらに古典的理論からロールズに至るまでのリベラリズム、社会契約の伝統は、身体的、あるいは知的な障害をもつひとびと、そして生まれの偶然性、それもグローバルに拡大された世界における生まれおちた地域の偶然性、そして人間以外の動物に関してという大きく三つの問題に対して応答できていないことを述べる。その根本的な原因が社会契約説の伝統に見られる「相互利益のための協働のくわだてとしての社会という観念」⁷にあると述べるのである。すなわち、ヌスバウムの本書を通じた狙いは、今まで正義の埒外におかれてきた存在者に焦点を合わせることで、社会というものを相互利益のための協働というイメージから解放したうえで、社会正義を構築することにあるといえる。

続く第一章においては、序論で述べられた上述の指摘をより丁寧に解説する。その上で、ロールズがそれら古典的リベラリズムの思想から引き継いでいる三つの特徴、すなわち、直観的な結果の正しさではなく、手続き的正しさを守ることによって結果を担保しようとする手続き主義、各人が自己利益を高めるために行動するという想定、そして、それぞれが相互利益のための協働として社会を構築するという想定、この三つにくわえ、ロールズがヒュームの思想に依拠して述べる「正義の情況」⁸、つまり互いを支配したりするほど身体的、知的な能力の差が無い「だいたい平等」であって、資源が「ほどほど稀少」であって協働を必要としないほど資源にあふれているわけでも協働が無意味になるほど資源が欠乏しているわけでもないという想定を指摘した上で、それら三つの特徴と、ヒューム的情況が前提となっているところが、ロールズの理論が不完全なものとなった原因であるとする。

そしてそれを越える新たな理論としてヌスバウムが提案するのが「可能力アプローチ」である。「可能力アプローチ」は「人間の尊厳という直観的な観念」⁹に依拠しつつ、「各可能力の閾値」¹⁰を設定するという考え方である。この考え方では、

⁷ *FJ.*, 4, [9].

⁸ *TJ.*, 109, [170].

⁹ *FJ.*, 70, [84].

¹⁰ *FJ.*, 71, [85].

何人も手段として扱われることはなく、また、全体の総和を重んじる功利主義（例えば経済的な指標であるGNPなど）のように各個人が尊重されないということもおこらないというのがヌスバウムの主張である。

第二章からは従来「正義」が埒外においてきたものを具体的に検討するところにはいる。まず、第二章と第三章では障害者の問題について考察している。第二章においては、まず、障害をもつひとを含め依存状態にあるひとびとにケアを提供することはあらゆる社会のあらゆる家族に関係している問題であることを示したうえで、契約論の考え方は、相互利益を社会契約の前提として想定しているため、協働を通じて互いに利得になる「正常」な人々の間での構想に終始してしまっているとヌスバウムは指摘する。相互利益のための社会的協働という構想を捨てない限り障害を抱えるひとびとを適切に包摂することはできないのである。またロールズが「不遇な人々」を決める際に、ロールズ自身様々な基本財のリストをあげているにもかかわらず、結果的に所得と富によってのみはかられてしまっている点を批判しているところも注目しておく必要がある。

つづく第三章も障害者の問題に焦点をあてているが、ここでは、根本的な人格の構想に言及しており、ロールズも依拠しているカント的な合理性に基づいた人格ではなく「政治的動物としての人間というアリストテレス的観念」¹¹に着想を得て、人間の合理性と動物性との分割が不可能であることを論じ、社会的協働と相互利益を社会の基底におくことからの脱却の必要性を述べる。

その上で改めて提案されるのが「可能能力アプローチ」である。「可能能力アプローチ」は時代と地域に合わせて設定された、尊厳ある生活に必要な様々なもののリストの閾値を充たすことを社会正義として要求するものである。ただ、ヌスバウム自身この構想がロールズの基本財のリストと格差原理と近いものになることを述べているところにも注意しておきたい。

第四章では、障害の問題ではなく、次に国境を越えた正義に関する議論へと進んでいく。ここではロールズの『万民の法』の議論を念頭におきな

がら、国際関係も原初状態での社会契約の構想と同様対等な国同士の関係と構想してきた従来の思想を批判し、先進国と貧しい国々では圧倒的な非対称性があり、しかもその非対称性がそこに暮らす人々の生活にも決定的な差を与えていることを指摘した上で、そのことと健常者と障害者の関係の類似を述べる。圧倒的な非対称性が現にある状態は相互利益のために協働するという構想では捉えられないという批判は健常者と障害者の関係だけでなく国際関係においても妥当するということを述べるのである。

続く第五章も同様に国境を越えた正義についての考察であるが、ここでは「可能能力アプローチ」を国際関係において適応した場合についての考察が並ぶ。多様性を守りながらすべてのひとびとの尊厳の閾値を保証する「可能能力アプローチ」をグローバル社会において提案する。

第六章では、ついに人間以外の動物を正義の射程に捉えることを考える。人間と動物の関係にもまた圧倒的な非対称性があり、動物は人間以上にその尊厳を軽んじられているし、手段として扱われることも多い。従来の政治思想はその多くが、動物を適切に取り扱ってきたとはいえない。動物はよくて慈愛の対象か道徳的問題として、正義の次に扱われるか、そうでなければ全く考えられないことも多かった。もっとも一部の功利主義者は動物を射程に入れた社会正義を構想してきたのだが、そのことについてはもう少し後で詳しく述べる。ロールズもヌスバウムが指摘する通り、動物にまで正義の議論を拡張することに関しては、前述の障害のケースや国境を越えた正義以上に悲観的である。ロールズは契約主義者である以上、社会契約とその手続きを厳密に守ることを正義の基礎においている。動物とは（表情や行動から一定の感情や苦痛を読み取ることはできるとしても）コミュニケーションを適切にとることができるとは考えにくいし、動物が原初状態での社会契約に参加するとも考えにくい。そのうえ、仮に動物が契約に参加したとしても、動物と人間が相互利益的な契約を結ぶことができるとは考えられないからである。ロールズは正義を論じるときに用いる「重なり合うコンセンサス」¹²や「反照的均衡」¹³

¹¹ *FJ.*, 159, [184].

¹² 「重なり合うコンセンサス (overlapping consensus)」

も動物を包括してなお有効であるかどうか不明である。ヌスバウムは動物を含めた正義にロールズが応答できていないのは障碍の問題同様「カント的人格の構想と社会契約論的見解」¹⁴に原因があるとみている。そのうえで、ヌスバウムは動物を含めた正義について功利主義が一定程度の成果を果たしてきたことは認める。功利主義が一定程度成果を上げてこられたのは、功利主義が感覚性に焦点を当てることが可能だからであり、苦痛を減らすということに着目するからであると分析する。しかし、その総和主義的姿勢は、人間が多くの命を家畜などとして文字通り生産している結果牛や豚は種として数の上では繁栄していることを正義にかなっている状態であると言うことができるのかという問題に回答できないとして批判する。こうして契約主義の見解にも功利主義の見解にも同意しないヌスバウムはここでも「可能力アプローチ」が有効であるという。さまざまな種の動物がその種としての尊厳をもった生き方ができる閾値を設定し、それにかなうやり方で人間が動物との関係を取り結ぶことが動物を包括できる正義の思想であるとヌスバウムは述べるのである。

第七章では、以上のような「可能力アプローチ」にかなった社会の実現可能性について教育などをふくめながら考えている。

以上のように本書を概観したうえで、再度ロールズとロールズが引き継いでいる社会契約論の伝統の問題点を改めてまとめておきたい。

社会契約論の最大の特徴にして最大の欠点が相互利益を基礎に置いていることである。協働することで互いに利益を得られることをわれわれが社会を営む理由としておいたため、積極的な協働が困難な存在者や協働したとしても互いに利益を得られるとは言えないような存在者を排除してしまったのである。対するヌスバウムの提案は、人間

としての（動物に関してはその種としての）尊厳ある生の閾値を定めるという考え方である。尊厳とは、人間として（あるいはその種として）よく生き、さまざまなことをなしたりする可能性を持つことができることである。それがヌスバウムの提案する「可能力アプローチ」である。

II 「可能力アプローチ」—相互利益をこえて

先にも確認したとおり、ロールズが導き出した「正義の二原理」¹⁵と「可能力アプローチ」が示す閾値の考え方は、導出の仕方は大きく異なるが、結果として示される原理は大きく違ったものではない。

契約論的正義は直観的な結果の正しさを本来的には問題としてはいない。そうした道徳的直観は不安定であり、直観主義的な思考はその様々な諸原理を釣り合わせ、どれを優先させるべきかについて「より高次の構成的基準が存在しない」¹⁶からである。それゆえ直観主義は安定的な正義を提示するにふさわしくないと考えられる。契約主義が正しさを担保するために用いるのは不安定な直観ではなく、原理が導かれるための手続きである。手続きを厳密にすることで導出される原理の正しさを保証しようとする。

対する「可能力アプローチ」は結果を重んじる。手続きの厳密さではなく結果を重視する帰結主義的考え方である。契約主義と「可能力アプローチ」の最大の違いはここにある。ただし、ヌスバウム自身はこの二つの考え方は手続きに注目するか結果に注目するかの違いはあるものの「可能力アプローチ」も契約主義の考え同様に「理論の構造

とは「各自の正義の構想がいかに異なろうとも、自分たちの見解は目前の状況に対して同じ判断を支持する」(TJ., 340, [509])という状態のことを指している。

¹³ 「反照的均衡 (reflective equilibrium)」とは「原初状態で選ばれる諸原理がわれわれの熟慮された判断と適合する」(TJ., 42, [68]) ことを確認するために、手続きによって導き出された道徳原理とわれわれの直観的な正義の確信とを行ったり来たりしつつ整合性がとれるように照らし合わせることを指す。

¹⁴ FJ., 335, [382].

¹⁵ 「正義の二原理 (two principles of justice)」とは、ロールズの提唱した理論の中核をなすものであり、「第一原理 各人は平等な基本的諸自由の制度や枠組みに対する対等な権利を保持すべきである (中略) 第二原理 社会的・経済的不平等は次の二条件をみたすように編成されなければならない (a) そうした不平等が各人の利益になると予期されること (b) 全員に開かれている地位や職務に関するものであること」(TJ., 52, [84])。第一原理は社会を構成する個々の人の基本的諸自由を保障するものである。第二原理は不平等が不遇な状況にある人の利益にならない場合には認めないとするものである。この二原理により社会を構成する個々の人々のユニークネスは最大限保証されるとともに、不運にも恵まれない状況にある人を無視することが原理的に認められなくなるというものである。

¹⁶ TJ., 30, [48].

を「熟慮された判断」を背景にして評価するというロールズの一般的な方法¹⁷に従っており、対立する関係にないことを強調している。ヌスバウムのロールズ批判はそうしたロールズの手続き的姿勢そのものというよりは、むしろ、契約主義が前提としている相互利益を求める姿勢に対する批判が要点である。各個人がそれぞれ互いに有利になるために契約して社会を構築するという発想を批判している。われわれの暮らしている世界におけるさまざまな力のバランスには大きな偏りがある。圧倒的に不利な立場にある存在者と圧倒的に有利な立場にある存在者が同時に同じ世界に存在する。そうした存在者同士が互いに有利になるような契約など考えることはできないし、実際ありえないだろう。契約論の最大の問題点は相互利益性にあると分析することができる。契約論への批判として考えられるのは別個独立的な原初状態の人格の構想やヌスバウムも批判するロールズが依拠するヒューム的な「だいたいの平等性(rough equality)」¹⁸という前提もすべてはこの相互利益性との関連で考えられるべきである。人格の構想も「だいたいの平等性」も相互の利益のために原初状態のひとつとが契約を結ぶという考え方を補強するために契約論の中に組み込まれているといえる。しかし、現実の世界においては相互利益ということは必ずしも成立しえない。世界に存在する力の非対称性は「だいたいの平等性」の範囲には含まれないほど圧倒的なものである。相互利益が成立しない以上契約論にこだわるべきでないというのがここまでのところのとりあえずの結論になるし、実際ヌスバウムもロールズの魅力的な「正義の二原理」は必ずしも放棄する必要は無いとしながらも、契約論については放棄し、「可能力アプローチ」を提案するわけである。

では次に「可能力アプローチ」そのものについて検討してみたい。「可能力アプローチ」は前提条件をもっていない。相互の利益になる必要もないので諸々の条件は不要なのである。「可能力アプローチ」は様々な「可能力」のリストを持つ。それは富や所得に関するものだけでなく、健康や感情、

身体といった様々なものがリストに挙げられる¹⁹。そのリストはヌスバウムによれば時代や地域にあわせて様々な組み合わせられるべきものであるが、その基本の条件はその種として（人間ならば人間として）の尊厳が守られる閾値を設定することである。尊厳ある生の閾値を守るという考え方は、ロールズの「正義の二原理」の各構成員の基本的諸自由を守るという第一原理と、最も不遇なもの便益を図るという第二原理を同時に充たすものとなり得る。相互利益を求めないため、圧倒的に力の弱い立場にある存在者を無視することはないし、人間以外の他の種に対しても、その尊厳を守るための最低限の閾値を守るというアプローチで正義の射程を広げることができる。健常者／障害者、人間／動物、男／女など様々な境界をひき、そのある境界の内側での正義しか論じてこられなかった従来の思想の流れからすれば、そうした一切の境界を本来的に必要とせず²⁰、ただ閾値を守るという原理を基本におく「可能力アプローチ」の可能性は大きいといえる。

そうした「可能力アプローチ」の意義を認めた上で、ここからは何点かヌスバウムの論における問題点を指摘しておきたい。

一点目は人間の尊厳という観念についてである。ヌスバウムは尊厳ある人間の生をみたくするために、生命や身体、健康、良心や信教の自由などのリストをあげている。それらの閾値を設定することで人が人として尊厳ある生を送ることができるであろうという考え方には同意できる。問題となるのは意思の疎通もとれないような状態にある人をめぐっての箇所である。「人間の永久的な植物状態は、まさに思考、知覚、愛着などの可能性が決定的に絶たれているため、どの意味においても人間の生とはいえない」²¹とヌスバウムは述べる。それは、様々な人間の生を生きる可能性が欠けてしまっているからなのだが、そうした非常に重い状態にあって、人間的に生きるに当たって非常に重要な可

¹⁹ FJ., 76-78, [90-92].

²⁰ ただし、一切の境界にとらわれないのはあくまで閾値を守るという原則の部分においてである。たとえば人間の場合に重要になる宗教的自由や政治的自由は動物においては重要性をもたないだろう。種によって尊厳の観念が変わることも当然であるとヌスバウムも考えている(FJ., 382, [434])。

²¹ FJ., 181, [209].

¹⁷ FJ., 174, [201].

¹⁸ FJ., 48, [60].

能力の一群が決定的に絶たれてしまったとしても、それでもそうした人を正義の範囲から追い出していいことにはならないだろうし、その人の生命がぞんざいに扱われていいことにはならないだろう。「可能力アプローチ」は閾値を守ることで人々が可能性を持つことを保証しようというということが意図されている。しかし、その可能性に着目する余り、(少なくとも現段階の見かけにおいては)可能性が決定的に絶たれているような人のことを適切に扱い損ねている。そもそも、尊厳という概念自体、自由な意思決定という観念と密接に結びついているが、ここではその尊厳という概念に頼ること自体の危うさが露呈しているといえる。

二点目は動物への向き合い方に関する問題である。ヌスバウムが正義の範囲を人間だけでなく動物にまで拡張しようと試みていることは非常に有意義なことである。動物も苦痛をうけるべきではないだろうし、むやみにその命を絶ちきられるべきではないだろう。「可能力アプローチ」は感覚を無視するわけではないが、功利主義と違い、本来的に問うのは痛みや苦痛の有無よりもそれによって断ち切られる「中心的な価値ある形態の可能力」²²があるかどうかである。したがって、たとえ痛みのない方法で殺すとしても、そのことをもって動物を殺すことを正しいとは言えないということになる。しかし、それを殺すことに正当な理由があるとき、つまり感染症の予防のために蚊やネズミを駆除することなどは倫理的に認められるとも述べる²³。そうした考え方はヌスバウム自身が「ヒンドゥー教、ジャイナ教、そして仏教の伝統は、初期のプラトン主義がそうであったように、私の提案の多くのことがらを含んでいる」²⁴と指摘しているように、キリスト教的な伝統というよりは、よりインドや東洋の思想と親和性が高い²⁵。そうした背景と比較しても、蚊やネズミを衛生上のやむを得ない理由で駆除することと動物を無益に殺す場合との間に隔たりがあると考えるのは当然で

あるし何の問題もない。しかし、そうした極端な例の間にある無数の微妙な例に対してはヌスバウムの見解は曖昧である。食料として殺される動物に関しての態度は特に微妙なものがある。例えばヌスバウムは海老と牛を比較し、海老が殺されることによって奪われる可能力は牛が殺されることによって奪われる可能力とは違うし、おそらく海老が殺されることの方が重大さの程度が軽いと考えている²⁶。こうした事態をヌスバウムは人間のあやふやな倫理観に左右されやすい「滑りやすい問題」²⁷とは認めているけれども、海老と牛を比較してなぜ海老の方が殺される際に奪われる可能力が少ないから重大でないといえるのかどうかは明らかにされていない。なにより、より重大でない生の剥奪は許されるのかどうかも明らかではない。さらに人間の平等な尊厳は「政治的な構想」²⁸とされるが、人間以外の種を越えた平等の構想は「形而上学的観念」²⁹とされており、動物の尊厳の基礎付けは曖昧であると言わざるを得ない。そもそも先に述べた通り尊厳という概念自体が自由な意思決定と密接に関連していることを考えれば動物に関して尊厳という概念を持ち出すことそのものにも論理的な脆さがあるといわねばならない。

また、ヌスバウムはロールズの思想を一定程度適切に評価しているとは考えられるが、一方でロールズがあそこまで綿密な手続きにこだわったことまでが適切に扱えているのかという疑問はこのころ。ロールズが厳密な手続きにこだわったのは神や形而上学的存在をおくことなく「古典的功利主義と直観主義(中略)両学説に取って代わるべき、有望な正義の理論の一つを編み出す」³⁰ことであった。総和主義的な功利主義とともに基準が曖昧になる直観主義を避けることにロールズは神経を尖らせている。だが、ヌスバウムの理論には様々な直観が入り込む隙がある。ヌスバウム自身こうした批判は予想していたようで、「可能力アプローチは結果思考のアプローチ」³¹であるために一見直観的に見えるが、「可能力アプローチ」も契約主

²² *FJ.*, 386, [438].

²³ *FJ.*, 371, [422].

²⁴ *FJ.*, 390, [444].

²⁵ 仏教が唱える「中道」の観念はヌスバウムの主張と極めて親和性が高いだろう。生き物を殺すべきではないとしながらも、極端な不殺生を主張するのではなく、やむを得ない場合には生き物を殺さざるを得ない場合があると認めているからである。

²⁶ *FJ.*, 386-387, [439-440].

²⁷ *FJ.*, 387, [440].

²⁸ *FJ.*, 383, [436].

²⁹ *FJ.*, 383, [436].

³⁰ *TJ.*, 3, [5].

³¹ *FJ.*, 174, [201].

義の考え同様に「理論の構造を「熟慮された判断」を背景にして評価するというロールズの一般的な方法」³²に従っているし、個々の可能性を直観主義的に釣り合わせるのではなく、「すべてが正義の最低条件」³³とされているので、直観主義の入り込む隙はないと主張する。しかし、時代や地域によって揺れ動く可能性のリストをどのように決定すべきかについての議論はないし、なによりもロールズがこだわるであろう、可能性の閾値を守ると定めることそのものがどうして正義にかなうのかということについて言及されていない。ヌスバウム自身は「グロティウスの自然法の伝統のうちにある古い政治的理論」³⁴の概念に着想を得ているため、なぜ可能性を守ることが正しいのかについての説明はしていない。可能性の閾値を設定してその閾値を一つもかけることなく守らせるということは直観的には正しいことに思われるが、理論的になぜそのことが正しいのかという疑問には答えていない。

III 「可能性アプローチ」とロールズの「無知のヴェール」の可能性

ここまではヌスバウムの議論について検討をおこなってきた。それらのことを踏まえたうえで、ここからは、ヌスバウム的な「可能性アプローチ」へロールズの理論の側から接近することを試みる。

まず、整理しておきたいのは「相互利益」と「互惠性」という一見よく似た二つの概念が存在しているが、この二つは違うものを指しているということである。ヌスバウムはロールズの理論を社会契約説に基づいた「相互利益」的理論だと位置づけているが、ロールズ自身は「正義の二原理は、市民間の互惠性を定式化するものである。」³⁵と位置づけている。

ロールズによれば、「互惠性」とは相互利益と利他との間に位置する道徳的な観念とされる³⁶。つまりロールズにおける社会契約とは単純に相互利益のための契約ではない。かといってロールズの理論は単純な利他主義でもない。道徳性と深く結

びつuitaかたちで、一対一の相互利益ではなく、社会の構成員全体の利益を互いに保障しあうことをロールズは意図していた。そのことがはっきりとあらわれているのはロールズが自身の理論を構築するにあたり、ただの社会契約説ではなく「無知のヴェール」³⁷をもちいているところである。

ではその「無知のヴェール」によってロールズは何を意図していたのかということが問題となってくる。被せられたひとびとは、一切の個人的状況がわからなくなるという「無知のヴェール」が原初状態における契約時に被せられるということは何を意味しているのかが問題である。端的に言えば、ロールズは「無知のヴェール」をもちいて意図的に一時的な「無私」の状態を想定させようとしたのではないだろうか。ロールズがルソーやヒュームからうけた影響は社会契約論やだいたいの平等性の想定だけではない。むしろロールズにその影響が色濃く見られるのは人間の道徳感覚に関する部分であると考えられる。ロールズは、道徳は教育によってえられると同時に、ルソーやカントの名前をあげて、人間には「他者に対する生来の共感」³⁸備わっており、周囲との関係を適切に把握すればそれが開花し、道徳的情操の基礎になると考えている。しかしながら、ロールズはそうした道徳の基礎となる情念がしばしば偏向するために、そのままでは正義の基礎にはなりえないとも考えている³⁹。ロールズが「無知のヴェール」を持ち出したのはむしろその問題点への一つの提案であったと考えられる。人間は他人の感情を理解しようとする際には、その感じ方は自己とその

³² FJ., 174, [201].

³³ FJ., 175, [202].

³⁴ FJ., 69, [83].

³⁵ Rawls, *Justice as Fairness: A Restatement*, 49.

³⁶ *Ibid.*, 77.

³⁷ 「無知のヴェール (veil of ignorance)」とは、ロールズが提唱した思考実験のための装置である。社会的・自然的な偶然性が原初状態の人々の判断を歪めないようにするものである。原初状態における契約時に用いられ、この「無知のヴェール」を被せられた原初状態の当事者たちは自らの個人的諸条件については一時的に一切わからなくなるというものである。自らの才能や社会的地位、心理、そして暮らす時代も社会も文明も一切わからなくなると想定されている。一方で、正義の諸原理の選択に影響を与えるあらゆる一般的事実については知識を持っているとされる (TJ., 118-123, [184-192])。

³⁸ TJ., 402, [602].

³⁹ ロールズ、ジョン、バーバラ・ハーマン編、坂部恵監訳『ロールズ哲学史講義 上』(2005年、みすず書房)、146頁。

他者との親密さに応じて偏りが生ずる。偏向した状態では適切で公平な本来の道徳性は発揮されないし、仮にそこで社会契約がなされたとしても、そこで結ばれる社会契約はよくて相互利益的なものにしかならない。

ロールズにとっての課題は、いかにしてその本来の道徳性の発露である「互惠性」というものを保証するかということであった。ロールズによれば、「道徳的人格」の正義感覚とは心理学的には「罪の感情の三形態、つまり、権威の罪、協同の罪、そして原理の罪のこの順序での発達をあらわす三つの部分よりなる」⁴⁰ものを理解することによって獲得されるものであるとされる。この三形態は成長する際に段階を追ってわれわれが理解するものである。そして、互惠性とは第三の「原理の罪」を認識することで理解される道徳性である。第一の「権威の罪」は両親などからのしつけによって理解される段階、第二の「協同の罪」は周囲の人間との仲間意識から生じる道徳性の段階である。この第二の段階は重要ではあるが、仲間意識が基礎におかれているために社会全体の道徳を考える際には偏向することが避けられない。この第二の段階から第三の段階、つまり仲間と仲間でないひとびとという意識をこえて生じる社会全体の「互惠性」を理論化することがロールズの狙いであったと位置づけることができる。

道徳性の第二段階から第三段階への飛躍はつまり、仲間に対してだけ偏る情念の偏向性をいかにして偏りをなくすかということにある。そこで登場するのが「無知のヴェール」である。一時的に自己と他者の偏った関係性が覆い隠されるならば偏向しない真に互惠的な社会となる、これがロールズの確信であった。

われわれは、自分、仲間、他者といった関係性を認識することで道徳的情操を獲得していくが、その関係性をこえて全体との関係を把握しなければ偏向した判断をしてしまう。そのような偏向した道徳性はよくて相互利益的なものにしかならないし、そうした道徳性は正義の基礎とはなりえない。ロールズの理論が述べようとしていたことは、道徳的な偏向がなくなれば、われわれは相互利益

という観念を捨て、互惠性が社会の中心となる。そうなれば、どのような存在者であっても最大限ユニークネスが発揮できることを願うだろうし、その種としての(ロールズの場合は人間としての)意義ある生が損なわれるような状態に追い込まれるべきでないと考えられることができるだろうということである。

ここへきてロールズとヌスバウムの結論は合致する。ロールズもヌスバウムも目指したものは結局のところわれわれが持っている道徳的直観の理論化であるし、偏向しない「互惠性」を担保することである。おそらくロールズからすれば、ヌスバウムの提案は予断が入り込む隙が多く脆弱であるということになるだろうが、双方共にめざすところは互惠的な社会の枠組みを提案することにあつたということは確認されなければならないだろう。

おわりに

最後に本書に関する評価をして本稿を終わりたい。

本書はまだ新しい提案であるため、いくつか曖昧な部分が残っていることは事実であるし、尊厳などの概念が招き入れる危うさも認識しておく必要があるだろう。

だが、ヌスバウム自身が述べるとおり、その結論はロールズのそれと決して離れたものではない。そういう意味ではヌスバウムはロールズの正当な後継者の一人といえるだろうし、ロールズが事実上理論から排除した障害者を適切に包摂する正義、国境を越える正義の問題、動物をも射程に捉える正義といった問題に取り組むということは、今後政治哲学が真剣に向き合わなければならない課題でもある。

ヌスバウムが尊厳のような曖昧で滑りやすい概念の危険性を認識し、ロールズが契約論にこだわった意味を適切に把握するとともに、ロールズの理論における「相互利益」と「互惠性」の概念的差異を理解するならば、ヌスバウムの「可能能力アプローチ」はますますその可能性を広げるだろうし、障害者、国境、動物といった境界をこえた正義の枠組みの提案としてより説得力をもったものとなり、よりその存在感をましていくであろう。

⁴⁰ ロールズ、ジョン、田中成明編訳『公正としての正義』木鐸社、1979年、227頁。

210 「正義」の限界を越えて

(おがわ ともひろ・東京外国語大学博士前期課程)